

一般競争入札の実施（公告）

上五島支所建設部管内ダム管理補助業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年9月22日

長崎県五島振興局上五島支所長 山本 利文

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号及び委託業務の名称
7債上ダム管第7号 上五島支所建設部管内ダム管理補助業務委託
- (2) 委託業務の内容
上五島支所建設部管内の管理ダムの通常時及び洪水等警戒体制時のダム管理補助業務
- (3) 履行期間（現地作業期間）
令和7年10月24日から令和9年11月19日まで
（令和7年10月24日から令和9年10月29日まで）
- (4) 履行場所
南松浦郡 新上五島町 青方郷ほか
- (5) 仕様
入札説明書による

2 入札の方法等

- (1) 競争入札参加資格
令和7年9月22日付けて告示した「上五島支所建設部管内ダム管理補助業務委託に関する競争入札の参加者の資格等」に基づく入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると確認された者であること。
- (2) 入札書の記載
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。なお、入札不調の場合においては、随意契約による契約を締結する場合がある。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (5) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印は必要であること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- (7) 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）に定める様式を準用すること。

3 当該入札・委託契約に関する事務を担当する部局等の名称

- （住所）〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2
- （名称）長崎県五島振興局上五島支所総務課
- （電話）0959-42-1145（FAX）0959-42-2327

4 契約条項を示す場所

- 3の部局とする

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和7年10月16日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

3の部局とする

(3) 郵送による入札説明書の交付を希望する場合

3の部局に令和7年9月29日(月)午後5時までを必着とし、入札説明書交付申請書(任意様式)と返信用レターパックを同封した書留郵便(一般書留、簡易書留)により交付を求めること。また、返信用レターパックは表に申請者の住所、企業名称及び代表者等の名前を記載したA4用封筒又はレターパックとし、交付は、着払い(郵送に係る費用は、交付希望者負担。)により行う。

なお、3の部局が受け取った日の翌日から3日(県の休日を除く。)を経過しても入札説明書が届かない場合は、3の部局に確認すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月17日(金)午前11時00分

(2) 場所 長崎県五島振興局上五島支所2階第一会議室

入札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満(ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とする)

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法

律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(a) 3,000 万円以上

(b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上

(c) 1,000 万円未満(ただし、最低でも 100 万円を超える契約締結の証明を必要とする)

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる

【注意事項】

- ・ 履行保証保険期間の始期は、7の開札日(令和7年10月17日(金))から契約締結期限日(令和7年10月23日(木))までの日とすること

9 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者のした入札であるとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかになった場合、若しくは長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (4) 本業務を実施する場合は、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行することとする。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書に対する質問は、原則として押印した書面により持参又は郵送で行うこと（やむを得ない場合はFAXも可とするが、FAX後直ちに原本を持参又は郵送すること）。なお、郵送又はFAXを問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

また、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問提出期間後の質問は受け付けない。

ア 提出場所

3の部局とする。

イ 提出期間

この公告の次の日から令和7年10月7日（火）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 質問に対する回答は、令和7年10月9日（木）までに長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイトに掲載する。

長崎県土木部ホームページ入札情報サービスポータルサイト

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

エ 入札説明書等の説明会は実施しない。